

\* マイナンバー制度の開始により、従来の「法人番号」は「管理番号」と名称が変更されました。

# 法人市民税の非課税判定表

管理番号	
法人名	
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで

収 益 事 業 か ら 生 じ た 所 得 金 額 の 計 算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)		①			
	加 算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (法人税明細書別表14(2)「その他の寄附金額」欄に含めた金額)		②		
		不 収 入 し た 金 額 と し た も 益 金	受取配当等の益金不算入額 (法人税明細書別表4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額)		③	
			還付法人税額等 (法人税明細書別表4「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄等の金額)		④	
					⑤	
					⑥	
			計 (②+③+④+⑤+⑥)		⑦	
	減 算	不 支 出 し た 金 額 と し た も 損 の 金	寄附金の損金不算入額 (法人税明細書別表4「寄附金の損金不算入額」欄の金額)		⑧	
			損金不算入とした法人税額 (法人税明細書別表4「損金経理をした法人税等」欄の金額)		⑨	
			損金不算入とした納税充当金に含まれる法人税額 (法人税明細書別表4「損金経理をした納税充当金」欄の金額のうち、法人税に充てた金額)		⑩	
					⑪	
					⑫	
					⑬	
		計 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑭		
	収益事業から生じた所得金額 (①+⑦-⑭)			⑮		
判 定	⑮ × $\frac{90}{100}$ (1円未満の端数は切り捨ててください。)		⑯			
	②の金額が⑯の金額		以上である場合 …………… 非課税 未満である場合 …………… 課税	どちらかに○を付けてください。		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算書</li> <li>・ 法人税申告書 (別表1(2))</li> <li>・ 法人税明細書 (別表4)</li> <li>・ 法人税明細書 (別表5(2))</li> <li>・ 法人税明細書 (別表14(2))</li> </ul>					

(注) 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入項目として減算することはできません。

## 「法人市民税の非課税判定表」の記載方法

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の学校及び各種学校を含む。）が、地方税法施行令第 7 条の 4 ただし書（同第 47 条により準用）の規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

①欄	①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑩までの欄の記載は不要です。この判定表の「判定」欄の非課税に○を付けてください。
②欄	当該事業年度中において収益事業部門から非収益事業部門へ支出した金額（法人税明細書別表 14(2)「その他の寄附金額」欄に含めた金額）を記載してください。
③欄	当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表 4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額）を記載してください。
④欄	当該事業年度中に還付を受け又は充当された法人税額等（法人税明細書別表 4「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄等の金額）を記載してください。ただし、 <u>道府県民税及び市町村民税還付金額は含めないでください。</u>
⑤及び⑥欄	③及び④の欄を除く当期中に収入した金額で法人税の所得の計算上、益金不算入とされた金額を記載してください。なお、 <u>法人税明細書別表 4 で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含まれません。</u>
⑧欄	損金算入限度額を超えた寄附金の金額（法人税明細書別表 4「寄附金の損金不算入額」欄の金額）を記載してください。
⑨欄	当該事業年度中に法人税法上損金不算入とされた法人税の金額（法人税明細書別表 4「損金経理をした法人税等」欄の金額）を記載してください。
⑩欄	当該事業年度中に法人税法上損金不算入とされた納税充当金の金額（法人税明細書別表 4「損金経理をした納税充当金」欄の金額）のうち、法人税に充てた金額を記載してください。
⑪～⑬欄	⑧から⑩までの欄を除く当期中に支出した金額で法人税法上損金不算入とされた金額（法人県民税及び法人市民税を除く。）を記載してください。また、修正申告、税務署の更正処分等による過年度分の法人税額についてもこの欄を使用して記載してください。
⑭欄	⑭欄に記載すべき金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨ててください。

(注) この計算は、基本的には法人税明細書別表 4 による申告調整の逆の手順によるものですが、法人県民税及び法人市民税については非課税判定表の減算項目からは除かれませんが、これらの金額が一括して納税充当金等として減算されることのないように注意してください。